

「メンタルヘルスで変わる！働きやすい職場づくりキャンペーンふくしま
ーストレスチェックの実施と活用で職場環境改善をー」実施要綱

1 趣旨

労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正により、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく医師による面接指導等を内容とする制度が創設され、平成 27 年 12 月より、労働者数 50 人以上の事業場においては義務、労働者数 50 人未満の事業場においては当面の間、努力義務とされたところである。

ストレスチェックは、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的とする制度であるが、業務災害に係る精神障害等の労災支給決定件数は年々増加しており、毎年過去最多を更新している状況となっている。

また、過重労働は心身の健康に重大な影響を与えることは広く知られているが、業務災害に係る脳・心臓疾患の労災支給決定件数についても増加傾向にあることから、メンタルヘルス対策と過重労働対策を併せて取り組むことが重要と考えられる。

このような状況の中、令和 7 年 5 月に労働安全衛生法が改正され、令和 10 年 4 月よりストレスチェックの実施が労働者数 50 人未満の事業場に対しても義務化されることになったところである。

以上のような状況を踏まえ、ストレスチェックをはじめとする職場のメンタルヘルス対策をより一層推進するため、本キャンペーンを展開することとしたものである。

2 期間

9 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

3 主唱者

福島労働局、各労働基準監督署

4 協賛者

各労働災害防止団体（（一社）福島県労働基準協会、各地区労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部）、全国健康保険協会福島支部

5 協力者

福島県、（一社）福島県医師会、（独）労働者健康安全機構 福島産業保健総合支援センター、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会福島支部

6 主唱者の実施事項

- (1) 職場のメンタルヘルス対策に資するセミナー等の開催
- (2) 本キャンペーンを効果的に実施するための取組
 - ア 本キャンペーンを周知するためのリーフレット・ポスター等の作成
 - イ ホームページやSNSを活用した本キャンペーンの周知及び職場のメンタルヘルス対策に係る情報の提供
 - ウ 協賛者が実施する職場のメンタルヘルス対策に資するセミナーの案内
- (3) 本キャンペーンの各種団体等への協力要請及び連携の促進
- (4) 労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- (5) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

7 協賛者の実施事項

- (1) 会員事業場等に対する本キャンペーン及び職場のメンタルヘルス対策の周知啓発
- (2) 会員事業場等に対する職場のメンタルヘルス対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- (3) 会員事業場等に対する職場のメンタルヘルス対策に資する資料等の提供
- (4) 会員事業場等に対するメンタルヘルス対策に関する指導援助
- (5) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協力者への依頼

主唱者は、上記6の主唱者の実施事項の実施及び上記7の協賛者の実施事項の実施に係る支援のため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。